平成２１年（フ）第１１６号
宮崎県都城市志比田町5700番地
破産者　九州文永堂直販株式会社
1　決定年月日　平成22年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
宮崎地方裁判所都城支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第１８０号
奈良県宇陀市室生区無山335番地の１
破産者　森井　一成
1　決定年月日　平成22年10月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第２８４号
奈良県橿原市中町185番地の４
破産者　綛田　智彰
1　決定年月日　平成22年10月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成１８年（フ）第１３４号
大分県佐伯市大字長良57番地４
破産者　疋田　栄直
1　決定年月日　平成22年10月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２２年（フ）第１０号
名古屋市昭和区川名本町３丁目13番地の２
川名ハイツＫ102号
破産者　田中　政記
1　決定年月日　平成22年10月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３４２号
愛知県瀬戸市八幡台６丁目231番地
破産者　岩村さより
1　決定年月日　平成22年10月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４３０号
愛知県瀬戸市井戸金町298番地
破産者　小﨑　道幸
1　決定年月日　平成22年10月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６０３号
愛知県半田市亀崎北浦町３丁目13番地　ロイヤルコート半田112号、開始決定時の住所愛知県春日井市東野町１丁目８番地18
破産者　寸田　晴久
1　決定年月日　平成22年10月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１４５号
広島県安芸郡熊野町大字川角637番地の２
破産者　中川計装こと　中川日出男
1　決定年月日　平成22年10月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７７３号
広島県安芸郡府中町鶴江１丁目４番14号
破産者　藪野　恵司
1　決定年月日　平成22年10月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第５４号
大分県豊後大野市千歳町柴山1167番地１　千歳ハイツ・エイブル、申立時の住所大分県佐伯市鶴見大字地松浦1250番地　介護事業所ひだまり
破産者　河野　良三
1　決定年月日　平成22年10月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２２年（フ）第８５号
茨城県土浦市神立町3452番地35　グリーンヒル土浦、前住所東京都世田谷区太子堂５丁目23番22号
破産者　鈴木　敏春
1　決定年月日　平成22年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２１年（フ）第１３１９号
横浜市神奈川区大口通41番地、開始決定時の住所横浜市南区六ツ川１―693―16
破産者　中野栄治こと　鄭　　栄治
1　決定年月日　平成22年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６８号
神奈川県秦野市上大槻41番地の２　メローネⅢ102号
破産者　真鍋　幸二
1　決定年月日　平成22年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第１０号
静岡県浜松市中区幸４丁目３番805号　四ツ池アゼリア
破産者　高松　伸一
1　決定年月日　平成22年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第１５５号
愛知県蒲郡市新井町７番14号　メゾンベルリッチ203、開始決定時の住所愛知県蒲郡市八百富町３番８号
破産者　堀田　和史
1　決定年月日　平成22年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第９３８９号
堺市北区蔵前町1468番地１―404号
破産者　本原　浩二
1　決定年月日　平成22年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部